

## 福祉施設使用料の改定について

## 1. 改定の基本的な考え方

本市の使用料及び手数料等については、時間の経過とともに施設の維持管理コストが増加することや利用者数の変化などにより、本来設定すべき金額と現行の金額との間にかい離が生じることから、「石狩市使用料、手数料等設定の基本方針」に基づき、定期的な見直しが行われています。

なお、見直しにあたっては、以下の事項を基本としています。

- (1) 原価計算方式によるコスト算定
- (2) 行政負担と受益者負担の負担割合の明確化
- (3) 受益者負担の急激な上昇を防ぐための上限改定率の設定

原則として現行料金の1.5～2倍（最大100%アップ）まで

- (4) 定期的な料金見直しサイクルの確立（概ね3年ごと）

## 2. 施設使用料改定案

高齢者支援課が所管する施設の使用料改定案は以下のとおりです。

| 施設名                      | 種 別           | 現行料金  | 改定案   | 改定率   | 改定等の考え方                                                         |
|--------------------------|---------------|-------|-------|-------|-----------------------------------------------------------------|
| 花川北憩の家<br>厚田憩の家<br>横町寿の家 | 1人1回あたりの浴室使用料 | 150 円 | 200 円 | 33.3% | 維持管理コストが増加していることから、原価計算を踏まえた改定を行うが、急激な負担増加を緩和するため、改定率は33.3%とする。 |
| 総合保健福祉センター（りんくる）の交流活動室   | 1時間あたりの冬期加算料  | —     | 300 円 | —     | 光熱費が高騰していることから、冬期間（11月～3月）の専用利用における冬期加算料を新設する。                  |

## 3. 改定の実施時期

令和7年4月1日施行（予定）

## 4. 改定案の審議について

施設使用料改定(案)は、令和6年7月3日に開催された「石狩市使用料、手数料等審議会」に諮問し、8月1日から31日までの1か月間、パブリックコメントが実施されています。

## 5. 参考（高齢者生きがい福祉施設の状況）

| 施設名    | 住 所                 | 浴室利用                 |
|--------|---------------------|----------------------|
| 花川北憩の家 | 花川北6条1丁目41番地1 りんくる内 | 月曜日から土曜日の10:00～15:00 |
| 厚田憩の家  | 厚田区厚田6番地29          | 木曜日の10:00～14:00      |
| 横町寿の家  | 横町46番地              | 月・水・金曜日の11:00～15:00  |